

## 長瀬町新生児子育て応援特別給付金のお知らせ

国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日以降に生まれた子どもを対象に、町独自の子育てに係る生活支援として1人あたり10万円を支給します。

**申請できる方** 令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生し、出生により長瀬町に初めて住民登録をした児童の父または母で、申請時において、児童と町内の同一世帯にお住まいの方

**給付額** 期間内に生まれた新生児1人につき10万円

**申請方法** 次の①に記入し、②③を添えて提出してください。  
①長瀬町新生児子育て応援特別給付金支給申請書  
②申請者の公的身分証の写し  
③申請者名義の通帳などの写し

**申請期限** 令和3年2月28日まで

**その他** 令和2年4月28日から8月末までに出生された対象の方へはお知らせを送付しますのでご確認ください。

**問合せ** 《新生児子育て応援特別給付金》健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線135・134

## 埼玉県LINEコロナお知らせシステムについて

県では、不特定多数の人が利用する施設や店舗、イベントで、新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触した可能性のある方にお知らせする「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を開始しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした、埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート」の新たな機能です。

県HPで詳細をご確認のうえ、感染拡大防止のためにぜひ登録をお願いいたします。

【埼玉県HP】

埼玉県LINEコロナお知らせシステム（外部サイト）

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line\\_corona-oshirase\\_top.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html)

または

**問合せ** 県感染症対策課 ☎048・830・7502

## 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金のお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少したテナント事業者（中小企業・個人事業主等）の方に対して、県が家賃の負担を軽減する支援金を交付します。

**対象** 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・個人事業主等で、次の両方に該当する方

①国の家賃支援給付金の給付決定を受けている方

②昨年の月平均売上が15万円以上の方

なお、詳細は県HPをご覧ください。

**補助率** 月額支払家賃の15分の1の6か月分（※上限20万円）

※建物の賃貸借契約が2件以上ある場合は30万円

**申請期限** 令和3年2月15日(月)まで

**問合せ** 埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570・000・678  
(平日・休日とも午前9時から午後6時まで)

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>